

補助金の出類 申請の提出書

下記の書類を揃えて期限（令和2年3月10日必着）までにご提出ください。
※3月10日（予約を受理された方は3月3日）必着となります。不備の無いようにご確認の上、ご提出ください。
※予約申込を含めた交付予定額が上限に達し次第受付を終了します。
（予約申込を行った場合には、予約申込時に提出した書類を再提出する必要はありません。）

★ 交付申請書（様式第1号）（1/2、2/2の2枚）

以下添付いただく書類

- ① 申請時添付書類チェックリスト（別紙1）
- ② 補助金申請にかかる誓約書（様式第2号）
- ③ 申請者の現住所がわかる書類（住民票の写し、免許証等）の写し
- ④ HEMS機器の設置が確認できる写真（補助対象となるすべての機器の写真）
- ⑤ HEMSの含まれる契約書等の写し（※場合により別途、契約にHEMSが入っている旨を記載した書類）（平成31年4月1日以降に契約締結もしくは変更契約されたもの）
- ⑥ HEMSの含まれる領収書の写し
または 銀行等での振込が確認できる ご利用明細書・振込金受取書等の写し
- ⑦ 設置機器リスト兼領収内訳書（様式第3号）
- ⑧ HEMSの含まれる 保証書の写し または 出荷証明書の写し
- ⑨ HEMS機器が家電制御をできることを示す資料（カタログの機器制御をしめす記載部分あるいはWEBサイト等の写し）
- ⑩ 申請時アンケート（別紙4）
その他当法人が必要と認めるもの（別紙4以外で必要な場合は、後から依頼する場合あり）

設置後3ヶ月の電気使用量等（インターネット環境家計簿または別紙5にて）のご報告を必ずお願いします。

予約の出類 申込の提出書

下記の書類を揃えて期限（令和2年2月14日必着）までにご提出ください。
※予約申込を含めた交付予定額が上限に達し次第受付を終了します。

★ 予約申込書（様式第5号）

以下添付いただく書類

- ① 予約時添付書類チェックリスト（別紙2）
- ② HEMSの含まれる契約書等または見積書の写し
- ③ 設置予定機器リスト（様式第6号）
- ④ HEMS機器が家電制御をできることを示す資料（カタログの機器制御をしめす記載部分あるいはWEBサイト等の写し）
- ⑤ その他当法人が必要と認めるもの（必要な場合のみ、後から依頼する場合があります）

書類提出・お問合せ先

郵送等で書類提出される場合は、
配達記録の残る送り方で記録を保管してください。

事務局：京都府地球温暖化防止活動推進センター（補助金窓口）

〒604-8417 京都府京都市中京区西ノ京内畑町41番3

電話：075-803-1129 FAX：075-803-1130

e-mail：hems@kcfca.or.jp

詳しくは必ずホームエネルギーマネジメントシステム導入助成事業交付要綱をご確認ください。

要綱・申請書は

<https://www.kcfca.or.jp/hems/>からダウンロード

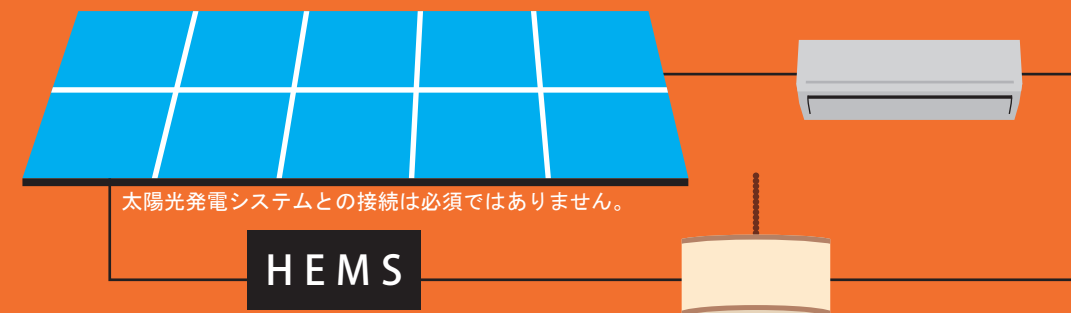
京都府ホームエネルギーマネジメントシステム導入助成事業

京都府民のみなさん！

対象機器費（税抜）の半額

最大 4万円

HEMS に補助金があります。



京都府から
対象機器費（税抜）の半額
補助金最大
4万円

HEMS（へムス）とは

Home Energy Management System
（ホームエネルギーマネジメントシステム）の略

エネルギーの利用状況が見える化し、対応している家電などをネットワークを通じて制御することができる機能もあり、家庭の省エネを簡単にできるようにする為のシステムです。

京都府で HEMS 機器を設置して 省エネする人を応援します！

条件

京都府内在住で、自宅にHEMSを設置する方で、電気使用量等の必要項目について、3ヶ月以上のデータを京都府インターネット環境家計簿に入力するか、所定の用紙に記入して提出する方。

予約申込受付期間：令和 元 年 5 月 14 日～令和 2 年 2 月 14 日

交付申請受付期間：令和 元 年 5 月 14 日～令和 2 年 3 月 10 日

※平成31年4月1日以降に契約して、設置したものが対象です。（※予約を受理された方：令和2年3月3日）

※3月10日必着となります。※予約を受理された方は3月3日までに交付申請すること。

※申請（予約含む）の合計額が予算額に達した場合、予約・申請受付期間であっても申請の受付を終了します。

詳しくは必ず /

<https://www.kcfca.or.jp/hems/> を確認ください。

京都府ホームエネルギーマネジメントシステム導入助成事業

応募期間

予約申込受付期間 令和 元 年 5 月 14 日～令和 2 年 2 月 14 日

交付申請受付期間 令和 元 年 5 月 14 日～令和 2 年 3 月 10 日

※平成31年4月1日以降に契約して、設置したものが対象です。※予約を受理された方は交付申請受付期間3月3日まで。
※申請（予約含む）の合計額が予算額に達した場合、予約・申請受付期間であっても申請の受付を終了します。

補助金額

詳しくは要綱
を必ずご確認ください！

- ◆補助対象経費は、下表補助対象費用に示す機器の購入費用のみとし、設置に伴う工事費等は補助対象外となります。
- ◆基本補助金の額は補助対象経費（税抜）（国からの補助金を受けている場合は当該補助金額を差し引いた額）の2分の1以内（千円未満は切り捨てる。）とし、当該金額が4万円を超える場合は、4万円を上限とします。
- ◆他の補助を合わせて受けることは可能ですが、申請者の負担額を上回らない額での補助となります。

例えば

対象費用30,000円（税抜）の機器の場合で、他の補助を20,000円得る時、対象費用の1/2の15,000円が基本補助金となりますが、補助金合計額が35,000円となり、申請者の負担額が0円で5,000円多く受け取ることになってしまいます。
この場合、他の補助金を差し引いた時点での申請者の負担額を上回らない10,000円が補助金となります。

補助対象費用

詳しくは要綱
を必ずご確認ください！

補助対象範囲は、次に示す本体機器、計測装置の機器費用（税抜）（以下、「補助対象費用」という。）のみとし、設置に伴う工事費等は補助対象外とします。

本体機器	データ集約機器	（計測結果を集約し、記録に係るサーバ 等）
	通信装置	（ゲートウェイ装置、通信アダプタ 等）
	制御装置	（機器の制御に係るコントローラ 等）
	モニター装置	（独自端末 等）
計測機器	計測装置	（電力使用量の計測に係る電力量センサ、電流計、タップ型電力量計、計測機能付分電盤 等）

補助対象機器

詳しくは要綱
を必ずご確認ください！

- 1 未使用品であること。（中古品は対象外）
- 2 HEMS 機器については、以下の要件をすべて満たすこと。
 1. エネルギーの使用状況の見える化ができる。
 2. 省エネに資する制御機能が搭載されている。
 3. データの蓄積ができる。
電力使用量計測・取得間隔が 30 分間隔以内。データ蓄積期間は、1 時間以内の単位で 1 ヶ月以上、1 日以内の単位で 13 ヶ月以上である。
 4. 省エネ情報の提供機能を有している。
- 3 住宅の電力消費量等が「見える化」され、かつ家電制御の能力のある機器で、個人が設置したものであること。
- 4 当補助金の交付要綱施行日（平成31年4月1日）以降に契約し、住民票と同じ住所の住宅もしくは機器設置後3ヶ月以内に住民票を移転する住所の住宅へ設置した機器であること。

補助金交付の対象者

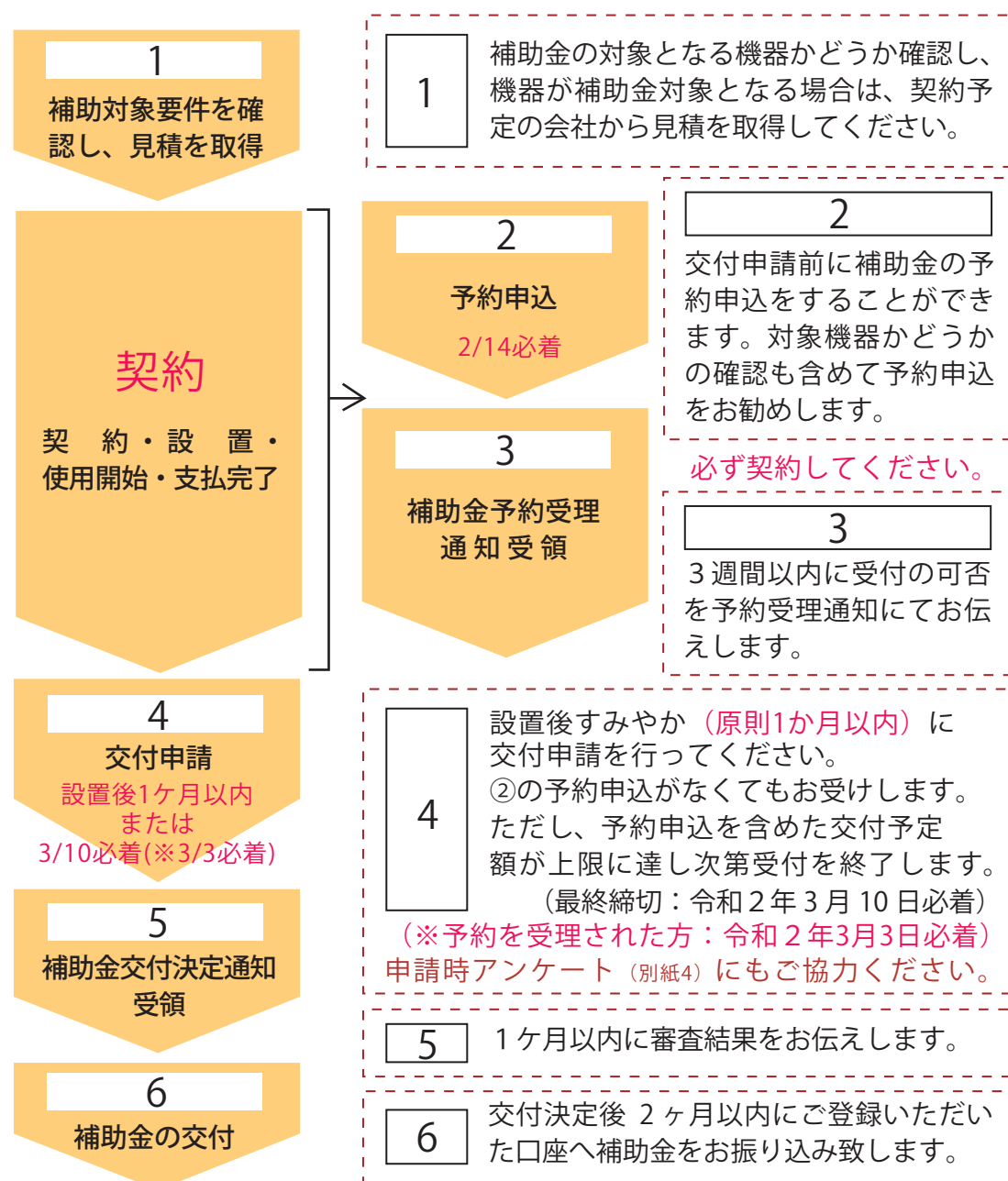
詳しくは要綱
を必ずご確認ください！

- 1 自らが居住する京都府内に所在する住宅（集合住宅を含む、ただし、店舗・事務所等との併用住宅は除く。）において、補助対象HEMS機器を新たに購入し設置する個人、若しくは補助対象HEMS機器が設置された住宅を新たに取得する個人
- 2 府税に滞納がない者
- 3 電気使用量等の必要項目について、3ヶ月以上のデータを京都府インターネット環境家計簿に入力するか、所定の用紙に記入して提出する者
- 4 過去に府民ネガワット発電推進事業補助金の交付を受けたことのない世帯の者

※原則、住民票と同じ住所の住宅もしくは機器設置後3ヶ月以内に住民票を移転する住所の住宅に設置する方に限ります。

※本事業の実施に関して知り得た個人情報、本事業に関わる目的にのみ使用します。

補助金申請手続きの流れ

詳しくは要綱
を必ずご確認ください！

設置後3ヶ月の電気使用量等（インターネット環境家計簿または別紙5にて）のご報告を必ずお願いします。